

1. 議事日程

〔令和3年第4回安芸高田市議会12月定例会第14日目〕

令和3年12月21日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第67号 安芸高田市コンプライアンス条例
日程第3 議案第68号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第69号 安芸高田市過疎地域持続的発展計画について
日程第5 議案第71号 安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例
日程第6 議案第72号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第73号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第74号 市道の路線認定について
日程第9 議案第83号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）
日程第10 発議第5号 令和3年8月豪雨災害に対する財政支援を求める意見書について
日程第11 議員派遣の件について
日程第12 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	児玉史則	10番	大下正幸
11番	山本優	12番	熊高昌三
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	石飛慶久	16番	宍戸邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

市	長	石丸伸二	副市	長	米村公男
教	育	永井初男	総務	部	長
企	画	猪掛公詩	市	民	部
福	祉	大田雄司	産	業	振
保	健	小野直樹	業	振	興
部	長	土井実貴	部	長	
兼	福	高下正晴	教	育	次
社	事		長		
務	所		長		
所	長		長		
長			長		
兼	公		長		
公	営		長		
企	業		長		
部	部		長		
長	長		長		
消	防		長		
長			長		
政	策		長		
企	画		長		
課	長		長		
			長		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事	務	局	長	森岡雅昭	事	務	局	次	長	國岡浩祐
総	務	係	長	藤井伸樹	主	任	主	事		岡憲一



午前10時00分 開議

○宍戸議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、本日の会議の運営について、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
熊高議会運営委員長。

○熊高議会運営委員長 本日の会議の運営につきまして、12月14日及び本日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。
追加案件となる議案第83号並びに発議第5号の2件は、それぞれ提案理由説明の後、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。
また、議員派遣の件につきましては、地域懇談会と北部ブロック議員研修に係る2件の議員派遣について採決を行うことといたしました。
以上で、報告を終わります。

○宍戸議長 以上で、報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において1番南澤議員、及び2番 田邊議員を指名いたします。



日程第2 議案第67号 安芸高田市コンプライアンス条例

日程第3 議案第68号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第69号 安芸高田市過疎地域持続的発展計画について

○宍戸議長 日程第2、議案第67号「安芸高田市コンプライアンス条例」の件から、日程第4、議案第69号「安芸高田市過疎地域持続的発展計画について」の件までの3件を一括して議題といたします。
本案3件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。
山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長 令和3年12月8日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。
付託のあった議案につきまして、12月16日に総務文教常任委員会を開き、市長・教育長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。
議案第67号「安芸高田市コンプライアンス条例」は、職員等の職務に係る法令遵守及び倫理保持のための環境及び体制の整備を図り、公正な

職務執行を確保することにより、透明で市民に信頼される市政を確立することを目的とし、これまで定めていた安芸高田市職員倫理要綱、不当要求行為等対策要綱、職員等の公益通報に関する要綱を1つにまとめ、新たな条例として制定し運用するものです。

審査の過程において、委員より、「条例の中での不正な要望等とは、正当な理由なく次に掲げることを求める行為とされているが、正当な理由なくとはどのような行為を想定しているのか確認したい。何が正当で正当でないのかルールは設けているのか。」との質疑があり、執行部より、「正当とは、ルールにのっとった手続を踏んでいるかであり、例えば目的なく面会を要求したり、アポイントがないのに面会を要求するなどは正当ではない行為と判断している。運用のルールは設けている。」と答弁がありました。

また、他の委員より、「この条例は職員だけでなく、市民や議員もが対象となるものであり、市民が行政に要望する際、制限がかかるのではないか。」との質疑があり、執行部より、「条例化により市民の方にもコンプライアンスの精神を知ってもらい、市民との協働により支えられるべきものと考えている。」と答弁がありました。

また、他の委員より、「不正な要望をしたとされる当事者を救済する方法や、第三者の前で弁明する場はあるのか。」との質疑があり、執行部より、「なぜ救済が必要なのか。救済という事象はこの条例では対象としていない。外部の中立的な立場の人間が必要な情報を集め、調査を行うこととしている。」と答弁がありました。

質疑後の討論においては、「なぜ今、これまで定めていた3つの要綱を1つにまとめ、法的拘束力を持たせて運用するのか疑問であり、不安がある。本条例は職員だけでなく、議員・市民が対象となっており、市民の権利や表現の自由を拘束する可能性がある。」との反対討論がありました。

また、「本条例はこれまで内規として運用されてきた3つの要綱を1つにまとめ、新たに条例とし、さらに委員会・審査会を付け加えることにより、客観性・中立性・公平性を担保し、行政の透明性を増すものである。また、どういった要求が不当であり、正当であるかということ、市民全体と改めて共有し、法令遵守した市政の運営に資するものと考えている。」との賛成討論がありました。

次に、議案第68号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」は、令和4年4月からの行政運営に向けて、組織及び分掌事務の見直しを行うものです。

審査の過程において、委員より、「サンフレッチェ広島・湧永レオリックが教育委員会生涯学習課から商工観光課へ移管されている。今までは社会教育に重点を置き、地域へ貢献してもらっていた経緯もあるが、今後はどのようになるのか。」との質疑があり、執行部より、「この2チームは知名度も高く、本市との関わりも深いため、観光資源として強

い政策を打っていきたいと思っている。これまでの事業は、今後、教育委員会と連携し、進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第69号「安芸高田市過疎地域持続的発展計画について」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、地域の持続的発展を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

審査の過程において、委員より、「計画案について、市のホームページに掲載し、パブリックコメントを実施したとあるが、安芸高田市市民モニター制度の活用をしたのか。また、パブリックコメントはLINE・FacebookなどのSNSで周知をしたのか。」との質疑があり、執行部より、「今回はホームページの掲載しか行っておらず、今後検討していきたい。」との答弁がありました。

以上の3議案につき、慎重に審査し、採決した結果、議案第68号と議案第69号については、原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第67号については、原案を否決すべきとして決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高議員 議案第67号の議案について、委員長の報告に対して質疑をさせていただきます。

私も委員会の状況というのは傍聴させていただきましたが、それぞれ委員から質疑の中で、執行部がそれに答えるという形で聞いておりましたが、一定の執行部の答弁に対して、私は理解できるような答弁であったというふうに思います。否決という形になったわけですが、山根議員御自身、委員長としても、令和3年の第1回3月定例会においても、一般質問でこのコンプライアンス条例について積極的に執行部が取り組むべきではないかというふうな御提案をされ、千葉県でしたかね、そこでは一定の成果が上がっている、そういったことも含めて早急なコンプライアンス条例の制定が必要ではないかというふうな御提案なり質疑をされていたようですが、そういった提案に対して、今回の条例が私はふさわしい提案であるというふうに思いましたけれども、そういった状況の中で山根委員長御自身も委員会報告で、そこでは触れておりませんが、どのように委員会としてそれを否決するという形になったのかということについて、まずはお聞きしたいと思います。

○宍戸議長 熊高議員に申し上げます。

委員長報告について、その調査についての質疑を行っていただきたい。

山根議員に申し上げます。

審査の経過等について、答弁をしてください。

山根議員。

○山根^{総務文教常任委員長} 熊高議員からの質疑に委員長としての立場から御回答を申し上げます。
今回の条例審査に当たっては、主な論点として、やはり不正な要望とはどのような行為か、どう対応するのか。さらには、内規として運用してきた3つの要綱を条例として運用する必要性について、市民への影響について。委員長としてはこの3点を、委員の皆様はしっかりと質疑をされ、討論もされてきていると思います。その中からの結果でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高議員 審議の中で、市民に対する影響が大きいというふうな御意見もありましたが、これまでの安芸高田市の状況を見ますと、市民の皆さんも大きな声をされる方のほうがどちらかというところと執行部に対して影響力があるというふうな形が、私は多く見られてきたというふうに思います。そういった観点からしても、職員を守るという観点からも、そういった事例がこれまでもありました。特に長時間にわたる市民からの要望活動に対して、職員自身も本当に気持ちも疲弊し病気になるような方もいらっしゃるということを私も実際に見ております。

そういったことを改善するという観点からすれば、総務委員の皆さんは、8人の中に4人公務員の出身の方がいらっしゃいますし、そのうち3名は市役所の御出身の幹部の方がいらっしゃる。そういった観点からすると、まず職員を守るという観点からこのコンプライアンス条例というのは非常に有効なものだというふうに私は思っておりました。

それが、なぜ否決されるのかということ自体も非常に不明であります。そういったことをなくすためにも、このコンプライアンス条例というのは大きな市民に対する影響力が出てくるというふうに思います。事前にそういった状況を防ぐための抑止力になるというふうに私は考えておりました。

○宍戸議長 熊高議員、質疑ですから、質疑してください。

○熊高議員 はい、そうですよ。はい。

さらには、これまでの職員の倫理規程、そういったものも含めて非常に曖昧なところも随分ありました。そういったところを市民あるいは職員も含めてしっかりと意識の改善をするという意味で非常に大事だというふうに考えましたが、そこらの論点で委員会の中で審議をされたように私は受け止めておりません。そういった論点をしっかりと委員会としてはすべきじゃなかったかと思っておりますけれども、その報告の中にもありませんが、そういったことをどのように委員会として整理をされたのか改めてお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 山根議員に申し上げます。

個人の見解は述べることができませんので、注意してください。

山根議員。

○山根^{総務文書}教常任委員長

熊高議員の質疑にお答えいたします。

職員に対しての市民からのいろいろなことがあったと言われておりますが、今回この審査の中でそういうこと、不当要求とか、今まで3つの要綱が制定されていますが、その要綱を使っていて何かこれまで不都合な点はあったのかということについて、数名の委員から質疑が出ておりました。しかしながら、執行部からは、特別不都合ということではないという、不都合があったというようなことは認識していないという答弁が返っております。

以上でございます。

○宍戸議長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高議員

私たち議員は、市民の状況も含めて、あるいは執行部の状況も含めて、しっかり把握するという役割もあります。そういった点からすると、私は常にそういった観点で職員の行動あるいは市民の行動を見ておりますが、とりわけ山根議員も同じだと思いますけれども、経験されていると思いますけれども、市民と職員との間に入って随分私たちも調整をしてきた、そういう役割もしてきております。そういった観点からすると、議員の皆さんがそういった視点がないということ自体が、何を今まで見てきたのかというふうな気がしております。あるいは職員の倫理の関係も含めて言えば、新しい議員さんは御存じないと思いますけれども、以前、入札の問題、こういったものに対して私が質疑をしたときに、その当時の建設。

○宍戸議長

熊高議員に申し上げます。

質疑に入ってください。

○熊高議員

質疑をするための前段ですから、必要なことを申し上げているんです。発言を止められますか、私の。私は最初から最後まで質疑につながることを言っておりますが、最後は質疑で終わっておりますけれども。

○宍戸議長

発言を認めます。

○熊高議員

ちょっとどこまでいったか忘れてましたけれども、そうそう、建設部長が、私が入札の最終的決定は誰がするんですかということ聞いたことがあります。

本来なら、最終的には執行権者の長、市長が決めるんですけれども、そのときに議会が決めるんですというふうに答弁されたんですよ。そのときの答弁を聞きながら、部長がどれだけ市長の意向に沿わずに答弁することが難しいのかと。当然そういったことを発言すべきじゃないことを発言するということがあったんですよ。これは執行権者の意向を配慮しないといけない、国でも今たくさん出ておりますが、そういったことをコンプライアンス条例、国等もありますけれども、あってもさらにそういったことが起きるといことなので、この意識を今のうちに高めないといけないという思いがするんですね。

そういった職員の状況を、本当に総務委員の皆さんは見られていたのかと。そこらを感じ取って、今回のコンプライアンス条例の審議を本当にされたのかどうか、私は疑問に思っています。そういった委員会での審議の進め方も含めて、実態にそぐわないような審議をされたんじゃないかというふうに思いますが、全く市民あるいは執行部も含めて実態を見た審議をされたというふうに、委員長は報告の中でそこら辺は述べておられませんが、そういう審議になったのかどうかお伺いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

山根議員。

○山根^{総務文教常任委員長} 熊高議員の質疑にお答えいたしますが、実態に即したと言われておりました。実態に即した審議がされたか。今回、条例に対する審査でございまして、条例のしっかり条文の中の内容についても審査をしていたところでございます。

ただ、審査の過程で、執行部がしっかりとポイントだといって、肝だといって押さえられるところがございまして、その肝は、市民に見える化をするために線を引く、さらには不当または正当、そのこのところの線だと受け止めておりますけれども、さらに委員会、審査会を設置することが見える化であり、そして肝だという説明に徹しておられまして、そういった議員がおっしゃるような実質的な今までの実態に対しての質疑にはいっていませんけれども、しっかりと条例については審査させていただいたと考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

秋田議員。

○秋田議員 議案第67号について、委員長報告について質疑ということでお伺いしたいと思います。

委員長報告の中で、この条例を審議する過程において、なぜ今、条例化なのかということが委員会の中であつたし、委員長報告にもございました。私もこれから採決をする判断材料のうちの1つに、なぜ今なのかということがとても大切なことなので改めて、先ほど報告もあつたかと思いますが、委員長の視点も含めたお答えのほうをお願いしたいと思います。

○宍戸議長 秋田議員、委員長の個人的見解は述べられませんので御承知おきいただきたい。

秋田議員。

○秋田議員 個人的な見解というよりも、なぜ今条例化なのかという質疑が出たときに、答弁、やりとりがあつたはずだから、それを踏まえた報告をされたので、その点についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

山根議員。

○山根総務文教常任委員長

秋田議員の質疑にお答えをいたします。

これに、なぜ今なのか、3つの要綱を1つにまとめなければならないのか、条例としなければならないのか。これについては、委員の中でも多数意見がございました。

そのところで、執行部の答弁は、相手の見えるところに線を引かなければならない、それは相手のため、市民ですね、市民、議員、そういったところでございますでしょうけれども、相手のためにもなりますと。市民のためにもその線は見えるようにしておかなければならない。線を引き、示す、その正当性は広く認知されていると理解していますというお答えをいただいております。

さらには、委員会、審査会を設置して、外部の目が入るようにするのが肝だと。特に審査会は表現の自由、市民の発言の機会、それらを奪ってはならないので、奪わないために設けようというもの、市民のために、市民の権利を守るために、必要なのが審査会ですとの答弁がございました。

執行部からの答弁はそのようなことで終始しておりましたので、審査もそういう形で受けてまいったところでございます。

以上です。

○宍戸議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

委員長報告に原案否決の議案があったことから、これより本案3件を個別に討論、採決いたします。

まず、議案第67号「安芸高田市コンプライアンス条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

大下議員。

○大下議員

10番、大下でございます。

この議案第67号「安芸高田市コンプライアンス条例」は、総務文教常任委員会へ議案を付託したものであります。委員長報告のとおり、委員会の決定を支持いたします。この条例は、市民の要望活動が制限されることがあると思われ、市民に寄り添った条例ではないと感じられます。

よって、議案第67号「安芸高田市コンプライアンス条例」の反対討論といたします。

○宍戸議長

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

芦田議員。

○芦田議員

6番、芦田です。私は、安芸高田市コンプライアンス条例案について賛成の立場で討論します。

条例の第1条に、職員等の職務に係る法令遵守及び倫理保持のための

環境及び体制の整備を図り公正な職務執行を確保することによって、透明で市民に信頼される市政を確立することを目的とするとあります。法令遵守と倫理保持、公正な職務執行の確保こそ市民に信頼されるために最も大切なことです。

そのために、既存の職員倫理要綱、不当要求行為対策要綱、職員等の公益通報に関する要綱の3つを1つにまとめたもので、不当要求行為対策要綱と職員等の公益通報に関する要綱の2つはコンプライアンス条例に盛り込んだ上で廃止。また、職員倫理要綱は、基本姿勢を定めるコンプライアンス条例案とは別に詳細に係る規定として存続させ運用するとなっており、特段問題があるとは思えません。

説明資料にもありますように、既存の要綱が3つあって、それがどう盛り込まれるか相関が表に示してありますが、現行のものとそごを来すものではなく、逆に法令遵守を一本化し、独立、顕在化させたことこそ意義があり、かつ非常に理解しやすいものとなっていると思います。

また、要望への対応、公益通報の制度を実効性の高いものにするため、また、何よりも公正を担保するため、調査・審査機関として安芸高田市コンプライアンス審査会と委員会を設置することは、このコンプライアンス条例をより公正で市民に信頼される市政確立にしっかり寄与していくものと考え、安芸高田市コンプライアンス条例案に賛成するものです。

○宍戸議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

児玉議員。

○児玉議員 議案第67号「安芸高田市コンプライアンス条例」に反対の立場で討論をいたします。

コンプライアンス条例は、市民に倫理観や社会的規範に基づいた行動を求めています。性悪説を肯定するのであれば、本条例は必要に思います。日本国内の他の市町において倫理観・道徳観・社会的規範の欠如が見受けられるのは否定できませんけれども、一方で、そのことが現在の当市の市民の皆さん全般に当てはまるかといえば、現状では杞憂であろうと思いますし、市民の皆さんを信頼することこそ、今、当市では最も必要な心構えのように思います。

よって、現時点では本条例は時期尚早と判断し、反対をいたします。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

田邊議員。

○田邊議員 2番、田邊です。賛成の立場で討論いたします。

このコンプライアンス条例は、昔は必要なかったのかもしれませんが。しかし、今の時代には必須です。それはなぜか。言葉によって人の命が失われる時代だからです。

先日もメディアに取り上げられておりましたので御存じの方も多いと思いますが、プロレスラーの木村花さんが言葉の暴力によって命を絶たれたということがありました。権利として発言や表現に自由はありま

す。しかし、その発言には責任があります。また、これも先日のメディアで取り上げられておりました、近畿財務局の職員、赤木さんが命を絶たれた裁判のニュースです。こういった事件で命を失うのは立場の弱い人ばかりではないでしょうか。

今の話は、対岸の火事でしょうか。違います。本市の職員が心ない言葉を投げかけられ、心に傷を受け病気になるケースは現実に起こっております。ここで大事なのは、被害を防ぐということと同時に加害者を出さないということです。

話は少し変わりますが、インターネットが身近になり、子供たちが当たり前のように世界につながるができる時代になりました。10年前には、子供たちのインターネット被害を防ぐということをいろいろなところが取組として行っておりました。しかし、近年では、あなたたちが加害者になるかもしれないということをお子たちに教える時代になったのです。あなたの言葉でクラスメートの命が失われるかもしれない、そういったことを子供たちに教えるのです。被害者を生み出さないということは、加害者を作らないということです。

もう一度言いますが、発言や表現の自由は当然あります、権利です。しかし、責任があるのです。この条例によって守られるのは、職員だけではありません。市民が加害者にならないよう守られるのです。

ここで、私は、全ての安芸高田市民の良心に問いたい。今回この条例が否決され、今後、不正要求などで誰かの命が失われるようなことがあったときに、その被害者、家族、加害者、加害者家族の目の前でコンプライアンス条例は否決されてよかったと言えるのでしょうか。私にはそれができません。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○宍戸議長 続いて、本案に対する反対討論の発言を許します。

石飛議員。

○石飛議員 15番、石飛です。議案第67号「安芸高田市コンプライアンス条例」について反対の討論をいたします。

まず、この条例は、総務文教常任委員に付託し、十分に審査された結果を妥当だということを申し上げます。

今までは、3つの要綱によって運営されてきて何ら困った状況に陥ってないと、十分に運営ができていたという執行部の説明もありますし、そして、このたび提案された条例の背景というものを考えてみる上で、最近コンプライアンス条例を出した中国地方においては3市が制定されたということです。

この3市においては、公益通報の関係でどちらかという、総社市の場合では事業者が官製談合をしたというようなこと背景、また赤磐市では、臨時職員を雇って不正賃金を払った。そして、もう一つの玉野市では、これもやっぱり不正なことを職員がやったといった、どちらかという本当に公益通報に関わる問題によってコンプライアンス条例が制

定されたということです。

このたび本市においては、そういった特にこの条例を制定しなければいけないという背景というものははっきり見えておりません。逆に、この公益通報の事務処理フローのもう1つの事務処理フローにおける不正な要望等の処理フロー、これを確認してみると、本当に市民のための条例になっているかという点において非常に疑問があります。

というのは、委員長報告もありましたが、この要望を出す方は市民です。市民の意見をしっかりと聞かなければいけない行政が、本当に窓口を閉ざすような事務処理フローになっています。

これは、正しい公正な市の職務執行になっているか、そして市民に信頼される市政の確立を目指した条例になっているか。全く正反対な立場をとっているとしか思えません。実際に不正と疑われた方は、職員が任命権者に報告し、そして委員会に提出、そして審査又は審査会が必要な場合には任命権者が審査会に諮問して、調査・審査、この流れでは不正と疑われた方の人権は完全に無視されています。

こういった公正とは言えない一方的な職務執行の確保をする条例には、私としては反対とするしかございません。

以上、反対討論といたします。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

秋田議員。

○秋田議員 賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、先ほど質疑をさせていただきましたけれども、なぜ今条例化なのかということで、委員長のほうの答弁もいただきました。その中にやっぱり審査会という設置もございましたし、それから何よりも市民への周知、これが大事なんだということの答弁だったように思います。

それで、私も基本的には議会の一員でありますので、委員会に付託して委員会で決定されることを尊重したいのですが、この件につきましては、やはり私なりにも判断させていただきますと、まず何よりもこれをなぜ作るかという目的を考えてみました。この説明資料にもございますように、目的は倫理保持のための環境及び体制の整備ということがまずうたわれていて、その中で、これまで職員倫理要綱であったり、不当要求行為等対策要綱、職員等の公益通報に関する要綱と、この3つを1つにまとめてこのコンプライアンス条例を作るんだということも伺っておりますが、この中に出てくるのがコンプライアンス審査会であったり委員会、これが新たに設置されて、これがあってはなりません不正、不当要求等の対象になるときに直ちに審査をするのに必要な審査会と考えたときには、このものが条例のネックになっているんだというふうに思います。

それを設置することによって、この条例を作ることによって、何よりも公正な職務活動を職員の方が確保されて、それから一番大事なのは市民の話が先ほど出ておりましたけれども、透明で市民に信頼される市

政の確立、これの基本になる条例だというふうに私は認識をさせていただきます。

そうすると、この条例の下に市民が住みよい町になるための一つの施策の基本になるのでないかという考えの中で、私はこの条例案に対しては賛成の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○宍戸議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

山本数博議員。

○山本数博議員 3番、山本数博です。原案に反対の立場で討論に参加し、反対の意見を述べさせていただきます。

市政のコンプライアンスを確立していくためには、市長以下職員が法令遵守だけでなく、倫理観、公序良俗などの社会的な規範に従い、公正・公平に業務を行うことが求められます。まず最初に、市長以下職員の姿勢が問われるのです。また、市政のコンプライアンスを確立していくためには、その前提として市民の監視が行き届く行政の見える化が保障されていなければなりません。それでなければ、コンプライアンスの確立など絵に描いた餅にしかならないでしょう。

本条例案は、こうした視点が欠落しています。また、現代の行政には、市民との協働、市民の参画は不可欠で、これは自治体の活力の源泉でもあり、民主化のバロメーターとも言えます。市民との協働、市民の参画が進めば、当然にも市民の要求や要望、それらが増加します。

ところが、本条例案には市長及び職員の恣意的な判断により、不正な要求・要望とされた場合の要求・要望をした者の救済措置が全く記載されていません。これは大きな問題です。本条例案は、使い方によれば市民を黙らせる、不当に抑圧する手段にもなります。このことを理解すべきです。

特に次の事項が欠落していることは、本条例案の致命的欠陥です。

まず1つは、任命権者は不正な要求・要望等であると認識したときには、その記録について要求・要望した者にその内容を確認すること。2つ目に、その記録は要求・要望した者の要求があれば開示されること。この2点が欠落をしております。また、審査会の委員については、人権に係る事案を審査することから市民が納得する人選であるため、その選任については議会の同意を求めるべきです。当然、委員の解職についても同様です。このくらいの慎重さがあつてしかるべきです。

以上、述べた視点を欠いた本条例案は問題だと言わざるを得ません。市政に対する真摯さと人権に関する感覚が欠落したものであり、本条例案に反対いたします。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

熊高議員。

○熊高議員 本案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど質疑等でも確認しましたが、あまりにも現実を直視してない、

そういった状況が多く見受けられたと思います。

私たち議会も、もう既に忘れたということは言わせませんけれども、前市長の航空運賃の不正な受給、そういったことも議会の中で特別な委員会を作って審査をしたこともあるんです。そういったことも含めて、これまでの3つの内規等では十分でなかったということが明らかに出ています。

そういった点を含めて、今回のコンプライアンス条例としてまとめ上げて、これが本来の抑止力につながるというふうに思いますし、この条例の内容を見ますと、いろいろな形で、市民であり、職員であり、救済措置ができるような仕組みになっております。そういった点からも、今作らないで本当にいつまで放っておくのかというぐらいの喫緊な状況の中での条例提案だと私は受け止めております。

よって、ぜひともこのコンプライアンス条例は可決をして、市民あるいは職員が一丸となって安芸高田市を作り上げていく、そういう起点にしていきたいという立場で賛成討論とさせていただきます。

○宍戸議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。
(討論なし)

○宍戸議長 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
南澤議員。

○南澤議員 コンプライアンス条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。
私が賛成する理由、大きく2点あります。

1点目は、行政という枠組みの中で、職員による不正、あるいは市長を含めた上層部の不正、又は外部の圧力によって正しい執行がねじ曲げられるというような不正が考えられます。

行政内部の不正に関しては、これまで職員などの公益通報に関する要綱で規定されていきました。外部からの圧力に関しては不当要求等対策要綱で、いずれも要綱として定められてきたものを条例化するのが本案です。これまでの要綱は行政内部の内規であって、法規として、法律としての性質を持たないもので、市のホームページにも掲載されていないものです。

先ほど来、市民への影響が大きいというふうな話もございますが、特に不当要求行為等対策要綱の第10条の3項には、いろいろ不当要求行為などが発生した場合は組織的な対応を講ずる、必要が認められるときには警察など関係機関に通報するものとするとして書いてあります。この警察に通報されるおそれのある不当要求行為が一体何なのか、何が不当要求行為に当たるのかというのはこの要綱の第2条に規定されていますが、ホームページにも掲載されていない、つまり市民が知らないというのが現状です。

これを条例化することにより認識を市民と共有しようというのが、この本条例の1つの目的。どういう要望・要求が正当で、どういうもの

が不当なのか。これを市民との間で共有しないことには、誤って不当な要求をしてしまうことがあり得ると思うんですね。市民を守るためにもこの条例が必要と考えます。

また、2点目、これまでの要綱の中では、不当要求だったり公益通報があった際に誰が対処するのか。不当要求であれば市役所内の職員で構成される不当要求行為等対策委員会が対応します。公益通報であれば総務課長がその担当であったかというふうに理解しておりますが、今回の条例では、それに加えてコンプライアンス審査会を設置し、第三者機関に諮問、調査・審査が行えるようになるという点で、第三者による透明性を確保するものであります。

これが、私の賛成する2点目の理由。透明性が確保されることによって、市民に対しても利益があると考えております。

ただ、条例審査をするに当たり質疑をする中で、例えばコンプライアンス委員の報酬が決まってないなど、まだ不確かな部分も認められてました。今回は市長以下執行部を信頼して賛成に回りますが、今回もし否決された場合は、このあたりもしっかり準備して再度議案の審査に臨んでいただきたいという旨をお伝えして、私の賛成討論といたします。

○宍戸議長 続いて、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○宍戸議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号「安芸高田市コンプライアンス条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○宍戸議長 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

次に、議案第68号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号「安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号「安芸高田市過疎地域持続的発展計画について」の件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第69号「安芸高田市過疎地域持続的発展計画について」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。ここで、換気のため、11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第71号 安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

日程第6 議案第72号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第73号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第74号 市道の路線認定について

○宍戸議長 日程第5、議案第71号「安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」の件から、日程第8、議案第74号「市道の路線認定について」の件までの4件を一括して議題といたします。

本案4件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

大下産業厚生常任委員長。

○大下産業厚生常任委員長 令和3年12月8日付で、本委員会に付託された議案について、審査結果を報告いたします。

付託のあった4議案について、12月17日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第71号「安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、安芸高田市過疎地域の持続的発展計画に定める産業振興促進区域及び振興すべき業種の固定資産税について課税免除を行うため、条例を制定するものであります。

審査において、委員より、「令和6年3月31日で失効するとあるが、過ぎたときにまた新たに条例を作るのか。」との質疑があり、執行部より、「旧過疎法のときに、期限を少し延ばしてきた経緯がある。新過疎法においても、延びた時点で、令和6年3月31日で効力を失うというところが



延びてくるだろうと思っている。」との答弁がありました。

次に、議案第72号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、世帯に未就学児である被保険者がいる場合に、当該世帯の納税義務者に対して賦課する被保険者均等割額を、子育て世帯の経済的負担の軽減から半額に減額するための条例改正であります。

審査において、委員より、「国、県、市町村の負担割合で、市町村が4分の1ということだが、金額はどのぐらいを想定しているのか。」との質疑があり、執行部より、「令和3年9月末での本市の影響額が88万3,200円であり、そのうちの4分の1の約22万円分が市の負担となる。」と答弁がありました。

次に、議案第73号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直され、出産育児一時金等の支給額の改定が行われたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「この条例改正で当事者にどのような影響があるのか。」との質疑があり、執行部より、「加算額は保険料として支払われ、残りの部分が出産一時金に相当するお金として残る部分になる。加算額が減ったため、本人の手元に残る金額が増えることになる。」と答弁がありました。

次に、議案第74号「市道の路線認定について」は、主要地方道、千代田八千代線のバイパス事業が完了し、旧県道として残った部分を安芸高田市に引き継ぐため、市道として認定するものであります。

以上、4議案について慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上、報告といたします。

○宍戸議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号「安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」の件から議案第74号「市道の路線認定について」の件までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案4件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案4件は原案のとおり可決されまし

た。



日程第9 議案第83号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）

○宍戸議長 日程第9、議案第83号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本案は、子育て世帯への臨時特別給付金に要する費用を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 それでは、令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）の要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,102万1,000円を追加し、予算の総額を237億4,325万5,000円とするものです。

内容は、先日閣議決定された臨時特別給付金を支給するものです。これは新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子供たちを力強く支援し、その未来を開く観点から18歳以下の子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行うもので、今回はそのうちの5万円を先行して現金給付するものです。

補正予算書の8、9ページをお開きください。

歳入ですが、15款の国庫支出金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を1億8,102万1,000円計上しています。

続いて、11ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄、子育て世帯への臨時特別給付事業費の主なものは、給付業務に必要なシステム改修をするため、システム改修業務委託料を264万円、補助費として臨時特別給付金を1億7,800万円などを計上するものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤議員。

○南澤議員 11ページの先ほど説明がありましたシステム改修業務委託料ですが、今回は5万円ということで、また後ほど5万円の現金支給を予定されているかと報道などで承知しております。

このシステム改修業務委託料は、今回のもので次の5万円分も賄えるものなのか。また、次の5万円のときは改めてこの額が必要になるのかをお伺いします。

- 宍戸議長 答弁を求めます。  
大田福祉保健部長。
- 大田福祉保健部長 本市においては5万円と5万円、後半も現金で給付することを決定しております。今回のシステムで間に合うというふうに考えております。  
以上です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。ほかに質疑ありませんか。  
(質疑なし)
- 宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第83号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 発議第5号 令和3年8月豪雨災害に対する財政支援を求める意見書について

- 宍戸議長 日程第10、発議第5号「令和3年8月豪雨災害に対する財政支援を求める意見書について」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
11番、山本優議員。
- 山本優議員 発議第5号「令和3年8月豪雨災害に対する財政支援を求める意見書について」を説明いたします。
令和3年8月11日からの記録的な豪雨は、市内全域に甚大な被害をもたらしました。河川の氾濫や土砂崩れにより、家屋の損害、農作物の被害、農業用施設への被害は市民生活や地域に多大な影響を与えています。
安芸高田市では3年前にも大きな被害を受け、いまだその復旧もできていない状況です。そういう状況の中で、追い打ちをかけての豪雨災害に見舞われました。
本市の財政状況は本当に厳しく、早期の復旧・復興ができない状況では市民の安心、安全が守られません。
県においては、本市が不安なく復旧・復興事業に取り組めるよう、さらなる財政支援に取り組んでいただくよう要望するものです。
なお、提出先は、広島県知事、広島県議会議長宛てです。
以上、意見書提出について、議員の皆さんの御賛同をいただきますよ

うよろしく願いいたします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、発議第5号「令和3年8月豪雨災害に対する財政支援を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
~~~~~○~~~~~

#### 日程第11 議員派遣の件について

○宍戸議長 日程第11、「議員派遣の件について」を議題といたします。議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しておりますとお決定いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件についてはこれを承認することに決しました。  
~~~~~○~~~~~

日程第12 閉会中の継続調査の件について

○宍戸議長 日程第12、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。
本件については、これを承認することに御異議ありませんか。
(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、本件についてはこれを承認することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和3年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前11時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員